

平成26年5月26日開催

新庄市農業委員会第36回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年5月）議事録

1. 開催日時 平成26年5月26日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	樋口	彦弥	4番	小嶋	忠昭
6番	星川	勇吉	7番	笹	行也
8番	伊藤	忠男	9番	高橋	和彦
10番	斉藤	純一	11番	吉野	昭男
12番	海藤	芳正	13番	佐藤	喜代志
14番	井上	茂雄	15番	安食	孝一
16番	今田	栄二	17番	柏倉	嘉門
18番	齋藤	順一	19番	渡邊	耕太郎
20番	三原	常男	21番	畠腹	銀蔵

4. 欠席した委員（1名）

5番 清水 清秋

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第146号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第147号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第148号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 5 議案第149号 農用地利用集積計画について
日程第 6 報告第91号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7 報告第92号 農業者年金に関する裁定請求等の確認について

6. 出席した事務局職員

局長	浅沼 玲子	主査	鏡 彰広
主事	渡部 瑞姫	主事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成26年度新庄市農業委員会第36回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、八向地区の清水清秋委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第36回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番の吉野昭男委員と14番の井上茂雄委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第146号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第146号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区3番までの6件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案146号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、報告させていただきます。5月20日に調査いたしまして、何ら問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に稲舟地区1番についてお願いします。

○12番

稲舟地区1番について、報告させていただきます。5月20日に調査いたしました。△△さんの土地は3年程耕作していない土地ですが、この土地を△△さんが借りて畑にして使うということで間違いはないですので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区1番について、5月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたので

よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

八向地区1番について、5月21日現地調査した結果をご報告申し上げます。祖母から孫への貸借であり、農地は適正に管理されており、何ら問題はありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○10番

八向地区2番について、5月21日に現地調査した結果をご報告します。祖父から孫への贈与による所有権移転であり、新規就農による移動でありますので、農地は適正に管理されており、何ら問題はありませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

八向地区3番について、5月21日に現地調査した結果をご報告します。親から子への贈与による所有権移転であり、新規就農による移動であります。農地は適正に管理されており、なんら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第146号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第146号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第147号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第147号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区で2件ございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件についてご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○12番

農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1番について調査報告をいたします。調査月日は5月21日で、△△さんの畑を△△さんが購入して、併設する住宅を建築するという事で問題ないですのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

稲舟地区2番について、調査月日は5月20日に調査した結果を報告します。周りに住宅地もあり事務局の説明の通り問題ないように思われますので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第147号農地法第5条の規

定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第147号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第148号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第144号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区4番までの8件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

議案第148号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について、調査月日は5月19日、双方に電話で確認をした結果、今まで農地法による貸借を結んでいたが、この度集積計画で契約を結び直すということであったので、問題ないようでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区2番について5月19日に調査した結果、新庄地区1番と同様に、集積計画で契約し直すための解約でありますので、なんら問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区3番について、5月19日に調査した結果、新庄地区1番と同様に、集積計画で契約し直すための解約でありますので、なんら問題ないと思われまますのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区4番について、5月19日に調査した結果、新庄地区1番と同様に、集積計画で契約し直すための解約でありますので、なんら問題ないと思われまますのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区1番について、5月20日に調査した結果を報告いたします。△△さんの息子が帰ってきて、耕作するとのことであり、農地は適正に管理されておりますので、問題ないと思われまますので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区2番について、5月20日に調査した結果を報告いたします。△△さんの息子が就農するというので、農地も適正に管理されており、何ら問題ないと思われまます。よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の3番について調査報告をお願いします。

○10番

八向地区3番について、5月21日現地調査した結果を報告申し上げます。借り人の△△さんが会社員となったために耕作できなくなったということでの合意解約になりますので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の4番について調査報告をお願いします。

○10番

八向地区4番について、5月21日現地調査した結果を報告申し上げます。借り人の△△さんの死亡による合意解約になりますので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第148号地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第148号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第149号農用地利用集積計画についてを議題に供します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第149号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番までの7件について議案書に基づきましてご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定7件、について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第149号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第149号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区2番までの4件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、4件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第92号農業者年金に関する裁定請求についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第92号農業者年金に関する裁定請求について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第92号農業者年金に関する裁定請求書等の確

認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第92号農業者年金に関する裁定請求等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年5月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 吉野 昭男

議事録署名委員 井上 茂雄